

木橋・総合診断士／木橋診断士 運用管理規定

2021年11月5日更新

第1条 認定

一般社団法人 木橋技術協会 定款第4条（事業）に基づき、木橋の維持管理に関する専門技術者の育成に資するため、技術能力を審査し認定を行う

認定は受験要件を満足した者を対象に、研修および試験を実施し判定委員会で審査を行い、理事会において認定をする

第2条 登録

認定された者には、登録証（カード）を交付し、登録名簿に氏名、登録番号、有効期間、住所、所属先、連絡先を記載する

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に届け出を行うこと

第3条 更新

有効期間は4年間とする（有効期間は原則10月1日から4年後の9月30日とする）

登録有効期間最終年度に更新申請を行うことにより継続することができる

更新方法は下表のAまたはBの2方法から選択することができる

要件内容を判定委員会で審査し、認定された者について更新登録を行う

| 更新方法 | 要件 | 備考 |
|------|---|---|
| A | 更新講習会の参加＋レポート提出 | 更新講習会は原則年1回開催 |
| B | 登録申請月の前月から遡って4年間で CPD100単位以上 当協会認定プログラムのCPD10単位必須 | CPD単位は別表参照 再登録または4年未満での更新の場合は年間25単位（認定プログラム2.5単位）以上とする |

注) 認定プログラムは当協会及び関連学協会主催、共催の木橋技術に関する講習会等行事において理事会にて認定されたプログラムとする

第4条 失効

更新を行わなかった者は、登録有効期間満了において、資格は失効となり登録を抹消し、「木橋・総合診断士」「木橋診断士」の称号を用いることはできない

第5条 再登録

登録が失効した者が再登録を希望する場合は、失効後2年未満の場合は前記「更新」に従い更新申請を行った場合 再登録をすることができる

なお更新方法Bにて再登録した場合の再登録の有効期間は再登録日から4年以内の9月30日とする

再登録費用は更新費用と同額とする

第6条 登録抹消

資格登録者が下記に該当する場合 理事会に諮り資格を取り消すことができる

- ・本人から登録の抹消の申請があったとき
- ・死亡または失踪宣言を受けたとき
- ・虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき
- ・定められた期間内に更新手続きを正当な理由なく行わなかった場合
- ・心身の障害により、木橋・総合診断士／木橋診断士の業務遂行のための判断および意思疎通が困難と判断した場合
- ・木橋・総合診断士／木橋診断士または当協会の名誉、品位を著しく傷つける行為を行った場合
- ・禁固以上の刑が確定し、刑の執行または猶予期間が終了していないもの
- ・登録料が未払いのもの

教育形態によるCPD単位

| 教育形態 | 内容 | CPD単位 | 更新期間（4年） 上限値 | 備考 |
|--------------|------------------------|--------|-----------------------|----------------------------|
| 講習会、見学会等への参加 | 当協会認定プログラム | 2／時間 | なし 最低10単位必須 | CPD証明書等の提出 講師、発表者は係数2.0 |
| | 建設系CPD協議会構成団体のCPDプログラム | 1／時間 | なし | CPD証明書等の提出 講師、発表者は係数2.0 |
| 業務経験 | 橋梁点検または診断業務 | 10／件 | 60 | テクリス、契約書、業務経歴証明書等の提出 |
| | 橋梁点検、診断の関する製品開発、研究業務 | 20／件 | 60 | 論文、業務経歴証明書等の提出 |
| その他 | 関連学会、協議会等の委員会 | 1／時間 | 60 | |
| | 他の資格取得、更新 | 10／資格 | 40 | 指定資格*のみ 証明書、登録証提出 |
| | 自己学習、社内研修、社会貢献活動など | 0.5／時間 | 10／年間かつ40 | 教育内容に関する資料提出 |

*指定資格：「公共工事に関する品質確保に資する技術者資格」登録されているもの